

医療機器の修理区分(施行規則第 181 条関係)

第一区分 画像診断システム関連	手術台及び治療台のうち、放射線治療台
	医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管
	医療用エックス線写真観察装置
	医療用エックス線装置用透視台
	放射性物質診療用器具(シンチレーションカウンタ及びラジオイムノアッセイ用装置を除く。)
	放射線障害防護用器具
	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの 一 ハイパーサーミア装置 二 結石破碎装置
	内臓機能検査用器具のうち、磁気共鳴画像診断装置
	医薬品注入器のうち、造影剤注入装置
	医療用物質生成器のうち、陽子線治療装置
第二区分 生体現象計測・監視システム関連	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの 一 超音波画像診断装置 二 医用サーモグラフィ装置 三 除細動器 四 機能的電気刺激装置
	体温計
	血液検査用器具のうち、オキシメータ
	血圧検査又は脈波検査用器具
	内臓機能検査用器具。ただし、次に掲げるものを除く。 一 磁気共鳴画像診断装置 二 眼圧計 三 血液ガス分析装置 四 自動細胞診装置
	聴力検査用器具
	知覚検査又は運動機能検査用器具。ただし、次に掲げるものを除く。 一 歩行分析計 二 握力計 三 圧痛覚計 四 角度計 五 背筋力計 六 治療点検索測定器 七 歯科用電気診断用機器
	補聴器

第三区分 治療用 施設用 機器 関連	手術台及び治療台(放射線治療台及び歯科用法療台を除く。)
	医療用照明器(歯科用手術灯を除く。)
	医療用消毒器
	医療用殺菌水装置
	麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収かん
	呼吸補助器
	内臓機能代用器のうち、心臓ペースメーカ
	保育器
	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
	一 心マッサージ器
	二 脳・脊髄電気刺激装置
	三 卵管疎通診断装置
	四 超音波手術台
	聴診器
	打診器
	知覚検査又は運動機能検査用器具のうち、次に掲げるもの
	一 歩行分析計
	二 握力計
	三 圧痛覚計
	四 角度計
	五 背筋力計
	医療用定温器(微生物培養装置を除く。)
	電気手術器
結紮器及び縫合器	
医療用焼灼器(レーザー手術装置及びレーザーコアグレータを除く。)	
医療用吸引器(歯科用吸引装置を除く。)	
気胸器及び気腹器	
医療用嘴管及び体液誘導管	
医療用洗浄器(歯科用根管洗浄器及び家庭用腔洗浄器を除く。)	
採血又は輸血用器具	
医薬品注入器(歯科用貼薬針及び造影剤注入装置を除く。)	
医療用吸入器(家庭用吸入器を除く。)	
第四区分 人工臓器 関連	内臓機能代用器(心臓ペースメーカを除く。)
第五区分 光学機器 関連	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
	一 ヘリウム・ネオンレーザー治療器
	二 半導体レーザー治療器
	内臓機能検査用器具のうち、眼圧計
	検眼用器具
医療用鏡(歯鏡及び歯鏡柄を除く。)	
医療用焼灼器のうち、レーザー手術装置及びレーザーコアグレータ	

第六区分	理学療法用器械器具関連	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
		一 光線治療器
		二 低周波治療器
第七区分	歯科用機器関連	手術台及び治療台のうち、歯科用法療台
		医療用照明器のうち、歯科用手術灯
		理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
第七区分	歯科用機器関連	一 歯科用イオン導入装置
		二 歯科用両側性筋電気刺激装置
		知覚検査又は運動機能検査用器具のうち、歯科用電気診断用機器
第七区分	歯科用機器関連	医療用鏡のうち、歯鏡及び歯鏡柄
		医療用吸引器のうち、歯科用吸引装置
		医療用剥離子のうち、歯科用起子及び剥離子
第七区分	歯科用機器関連	医療用でこのうち、次に掲げるもの
		一 歯科用でこ
		二 歯科用エレベータ
第七区分	歯科用機器関連	医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器のうち、次に掲げるもの
		一 歯科用バー
		二 歯科用リーマ
第七区分	歯科用機器関連	三 歯科用ファイル
		四 歯科家ドリル
		五 歯科用根管スプレッタ及び根管プラグ
第七区分	歯科用機器関連	六 歯科用マンドレル
		七 歯科用根管拡大装置
		八 歯科技工用バー
第七区分	歯科用機器関連	九 歯科技工用マンドレル
		医療用洗浄器のうち、歯科用根管洗浄器
		整形用器具器械のうち、歯科矯正用機器
第七区分	歯科用機器関連	歯科用ユニット
		歯科用エンジン
		歯科用ハンドピース
第七区分	歯科用機器関連	歯科用切削器
		歯科用ブローチ
		歯科用探針
第七区分	歯科用機器関連	歯科用充填器
		歯科用練成器
		歯科用防湿器
第七区分	歯科用機器関連	印象採得又は咬合採得用器具
		歯科用蒸和器及び重合器
		歯科用鑄造器
第七区分	歯科用機器関連	医薬品注入器のうち、歯科用貼薬針

第八区 分 検 体 検 査 用 機 器 関 連	放射性物質診療用器具のうち、次に掲げるもの 一 シンチレーションカウンタ 二 ラジオイムノアッセイ用装置
	血液検査用器具(オキシメータを除く。)
	尿検査又は糞便検査用器具
	内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの 一 血液ガス分析装置 二 自動細胞診装置
	医療用遠心ちんでん器
	医療用ミクロトーム
	医療用定温器のうち、微生物培養装置
第九区 分 鋼 製 器 具 ・ 家 庭 用 医 療 機 器 関 連	舌圧子
	医療用刀
	医療用はさみ
	医療用ピンセット
	医療用匙
	医療用鉤
	医療用鉗子
	医療用のこぎり
	医療用のみ
	医療用剥離子(歯科用起子及び剥離子を除く。)
	医療用つち
	医療用やすり
	医療用てこ(歯科用てこ及び歯科用エレベータを除く。)
	医療用絞断器
	医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器。ただし、次に掲げるものを除く。 一 歯科用バー 二 歯科用リーマ 三 歯科用ファイル 四 歯科用ドリル 五 歯科用根管スプレッド及び根管プラグ 六 歯科用マンドレル 七 歯科用根管拡大装置 八 歯科技工用バー 九 歯科技工用マンドレル
	開創又は開孔用器具
	医療用拡張器
	医療用消息子
	医療用捲綿子
	医療用洗浄器のうち、家庭用膣洗浄器
	整形用器具器械のうち、次に掲げるもの 一 骨接合用器械 二 電動式骨手術器械 三 エアー式骨手術器械 四 骨接合用又は骨手術用器具 五 靭帯再建術用手術器械
	医療用吸入器のうち、家庭用吸入器
	バイプレーター
	家庭用電気治療器
	指圧代用器
	はり又はきゆう用器具のうち、温きゆう器
	磁気治療器
医療用物質生成器	